

八 有価証券の譲渡損益、時価評価損益等

改 正 後	改 正 前
<p>(自己株式の譲渡)</p> <p><u>2-3-1 法第61条の2第5項《有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入》に規定する自己の株式の譲渡には、次の株式の交付が含まれるのであるから留意する。</u></p> <p>(1) <u>法人が合併又は分割により当該法人の新株を発行することに代えて行う当該法人又は被合併法人若しくは分割法人が有していた当該法人の株式の交付</u></p> <p>(2) <u>特定親会社（措置法第67条の9第1項《株式交換又は株式移転に係る課税の特例》に規定する特定親会社をいう。）が商法第352条第1項の株式交換（保険業法第92条の5第1項の株式交換を含む。）により特定子会社（措置法第67条の9第1項に規定する特定子会社をいう。）の株主に新株を発行することに代えて行う自己の株式の交付</u></p> <p>(信用取引等に係る売付け及び買付けに係る対価の額)</p> <p><u>2-3-2</u> (以下<u>2-3-3</u>までにおいて..... (同項第1号に規定する売付けに係る対価の額をいう。以下<u>2-3-2</u>において同じ。)) (同項第2号に規定する買付けに係る対価の額をいう。以下<u>2-3-2</u>において同じ。)).....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p>	<p>(新設)</p> <p>(信用取引等に係る売付け及び買付けに係る対価の額)</p> <p><u>2-3-1</u> (以下<u>2-3-2</u>までにおいて..... (同項第1号に規定する売付けに係る対価の額をいう。以下<u>2-3-1</u>において同じ。)) (同項第2号に規定する買付けに係る対価の額をいう。以下<u>2-3-1</u>において同じ。)).....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p>

(5)

(注)

(信用取引等の決済約定日後に授受される配当落調整額)

2-3-3

..... 2-3-2本文

(1)

(2)

..... **当該差額を授受する日の属する事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)の益金の額又は損金の額に**.....

(低廉譲渡等の場合の譲渡に係る対価の額)

2-3-4

(有価証券の購入のための付随費用)

2-3-5

(廃止)

(5)

(注)

(信用取引等の決済約定日後に授受される配当落調整額)

2-3-2

..... 2-3-1本文

(1)

(2)

..... **当該差額を授受する日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に**.....

(低廉譲渡等の場合の譲渡に係る対価の額)

2-3-3

(有価証券の購入のための付随費用)

2-3-4

(転換により取得した株式の取得価額)

2-3-5 転換社債につき転換条件として定められている転換価額が転換社債の発行時の発行人の株式の価額を基礎として合理的に定められている場合には、当該転換社債の転換により取得した株式の取得価額は、その転換に係る転換社債の転換直前における帳簿価額(その転換に当たり端数処理のために交付を受ける金銭がある場合には、その金銭の額を控除した金額)による。

(注) 法人が一単位当たりの帳簿価額の算出に当たり総平均法を選定している場合の本文の「転換社債の転換直前における帳簿価額」は、当該転換社債

改 正 後

(新株予約権付社債に係る新株予約権の行使により取得した株式の取得価額)
 2-3-6 新株予約権付社債に係る新株予約権の内容として定められている株式の発行価額が当該新株予約権付社債の発行時の発行法人の株式の価額を基礎として合理的に定められている場合における当該新株予約権の行使により取得した株式1株当たりの取得価額は、原則として次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める算式により計算した金額による。なお、法人が一単位当たりの帳簿価額の算出に当たり総平均法を選定している場合には、次の算式中の「新株予約権付社債の当該行使直前の帳簿価額」は、当該新株予約権付社債につき当該行使の時を事業年度終了の時とみなして計算した金額とする。

(1) 金銭により払込みを行った場合

(算式)

$$\frac{\text{新株1株当たりの} + \text{当該払込みに係る新株予約権付社債の当該行使直前の帳簿価額が当該払込みに係る新株予約権付社債の額面金額を超える場合のその超える部分の金額}}{\text{払込金額}} \times \text{当該行使により取得した新株の数}$$

(注) 新株予約権(新株予約権付社債に係る取得価額につき社債と新株予約権とに合理的に区分して経理している場合の新株予約権部分を含む。)を有する場合には、算式中の「当該払込みに係る新株予約権付社債の当該行使直前の帳簿価額が当該払込みに係る新株予約権付社債の額面金額を超える場合のその超える部分の金額」を「当該新株予約権の当該行使直前の帳簿価額」と読み替える。

改 正 前

につき転換の時を事業年度終了の時とみなして計算した金額とする。

(新株引受権付社債に係る新株引受権の行使により取得した株式の取得価額)
 2-3-6 新株引受権付社債に係る新株引受権の内容として定められている株式の発行価額が当該新株引受権付社債の発行時の発行法人の株式の価額を基礎として合理的に定められている場合における当該新株引受権の行使により取得した株式1株当たりの取得価額は、原則として次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める算式により計算した金額による。この場合、法人が一単位当たりの帳簿価額の算出に当たり総平均法を選定しているときのその払込みに係る新株引受権付社債の当該行使直前の帳簿価額については、2-3-5の(注)を準用する。

(1) 金銭により払込みを行った場合

(算式)

$$\frac{\text{新株1株当たりの} + \text{当該払込みに係る新株引受権付社債の当該行使直前の帳簿価額が当該払込みに係る新株引受権付社債の額面金額を超える場合のその超える部分の金額}}{\text{払込金額}} \times \text{当該行使により取得した新株の数}$$

(注) 新株引受権(新株引受権付社債に係る取得価額につき社債と新株引受権とに合理的に区分して経理している場合の新株引受権部分を含む。)を有する場合には、算式中の「当該払込みに係る新株引受権付社債の当該行使直前の帳簿価額が当該払込みに係る新株引受権付社債の額面金額を超える場合のその超える部分の金額」を「当該新株引受権の当該行使直前の帳簿価額」と読み替える。

(2) 新株予約権付社債の発行価額をもって払込みがあったものとされた場合
(算式)

$$\left[\begin{array}{l} \text{当該払込みに} \\ \text{係る新株予約} \\ \text{権付社債の額} \\ \text{面金額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{当該新株予約} \\ \text{権付社債に係} \\ \text{る新株予約権} \\ \text{の付与割合} \end{array} + \begin{array}{l} \text{当該行使に当} \\ \text{たり端数処理の} \\ \text{ために交付を受け} \\ \text{る金銭等の額} \end{array} \right] + \begin{array}{l} \text{当該払込みに係る新} \\ \text{株予約権付社債の当} \\ \text{該行使直前の帳簿価} \\ \text{額 (新株予約権部分} \\ \text{を含む。)} \text{が当該払込} \\ \text{みに係る新株予約権} \\ \text{付社債の額面金額を} \\ \text{超える場合のその超} \\ \text{える部分の金額} \end{array}$$

当該行使により取得した新株の数

(新株予約権付社債に係る新株予約権を行使した場合の経過利子の取得価額算入)

2-3-12 法人が、新株予約権付社債を.....
.....利払期前に、代用払込みの方法により当該新株予約権付社債
に係る新株予約権を行使して株式を取得したときは、.....

(注) 同一銘柄の新株予約権付社債を.....
.....利払期前にその新株予約権付社債に係る新株予約権の一部
を行使することにより株式を取得し、又は.....

(算式)

$$\text{当該前払金の合計額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{その新株予約権を行使し、又は譲渡した} \\ \text{新株予約権付社債の額面金額の合計額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{その購入した新株予約権付社債の額面金額} \\ \text{の合計額} \end{array}}$$

(廃止)

(2) 新株引受権付社債の発行価額をもって払込みがあったものとされた場合
(算式)

$$\left[\begin{array}{l} \text{当該払込みに} \\ \text{係る新株引受} \\ \text{権付社債の額} \\ \text{面金額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{当該新株引受} \\ \text{権付社債に係} \\ \text{る新株引受権} \\ \text{の付与割合} \end{array} + \begin{array}{l} \text{当該行使に当} \\ \text{たり端数処理の} \\ \text{ために交付を受け} \\ \text{る金銭等の額} \end{array} \right] + \begin{array}{l} \text{当該払込みに係る新} \\ \text{株引受権付社債の当} \\ \text{該行使直前の帳簿価} \\ \text{額 (新株引受権部分} \\ \text{を含む。)} \text{が当該払込} \\ \text{みに係る新株引受権} \\ \text{付社債の額面金額を} \\ \text{超える場合のその超} \\ \text{える部分の金額} \end{array}$$

当該行使により取得した新株の数

(転換社債を転換した場合の経過利子の取得価額算入)

2-3-12 法人が、転換社債を.....
.....利払期前に株式に転換したときは、.....

(注) 同一銘柄の転換社債を.....
.....利払期前にその一部を株式に転換し、又は.....

(算式)

$$\text{当該前払金の合計額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{その株式に転換し、又は譲渡した転換社債} \\ \text{の額面金額の合計額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{その購入した転換社債の額面金額の合計額} \end{array}}$$

(新株引受権付社債に係る新株引受権を行使した場合の経過利子の取得価額算入)

2-3-13 2-3-12《転換社債を転換した場合の経過利子の取得価額算

改 正 後	改 正 前
<p>(信用取引等及びデリバティブ取引に係る契約に基づいて取得される有価証券の取得価額)</p> <p>2-3-13</p> <p>(債権の現物出資により取得した株式の取得価額)</p> <p>2-3-14 <u>子会社等に対して債権を有する法人が、合理的な再建計画等の定めるところにより、当該債権を現物出資(法第2条第12号の14《適格現物出資》に規定する適格現物出資を除く。)することにより株式を取得した場合には、その取得した株式の取得価額は、令第119条第1項第8号《有価証券の取得価額》の規定に基づき、当該取得の時ににおける価額となることに留意する。</u></p> <p>(注) <u>子会社等には、当該法人と資本関係を有する者のほか、取引関係、人的関係、資金関係等において事業関連性を有する者が含まれる。</u></p> <p>(有価証券の種類)</p> <p>2-3-15</p> <p>.....</p> <p>ただし、<u>新株予約権付社債は.....</u></p> <p>(注) <u>法人が、新株予約権付社債に係る取得価額につき社債と新株予約権とに合理的に区分して経理しているときは、当該社債及び新株予約権について</u></p>	<p><u>入》は、新株引受権付社債に係る新株引受権を行使して株式を取得した場合(当該新株引受権付社債の発行価額をもって払込みがあったものとされた場合に限る。)について準用する。</u></p> <p>(信用取引等及びデリバティブ取引に係る契約に基づいて取得される有価証券の取得価額)</p> <p>2-3-14</p> <p>(新 設)</p> <p>(有価証券の種類)</p> <p>2-3-15</p> <p>.....</p> <p>ただし、<u>転換社債又は新株引受権付社債は.....</u></p> <p>(注) <u>法人が、新株引受権付社債に係る取得価額につき社債と新株引受権とに合理的に区分して経理しているときは、当該社債及び新株引受権について</u></p>

は、それぞれ同項第4号の社債及び同項第6号の新株予約権に含まれる。

(追加型株式投資信託に係る特別分配金の取扱い)

2-3-23 令第119条の3第6項.....

(上場有価証券等の区分及び時価評価金額)

2-3-29

.....

(1)

.....証券取引所(証券取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものを含む。以下2-3-29において同じ。).....

その有価証券が証券取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものにおいて.....

(2)

(3)

(4)

(取引所売買有価証券の気配相場)

2-3-30

(注) 法人が、転換社債型新株予約権付社債(1-5-5に定める転換社債型新株予約権付社債をいう。).....当該転換社債型新株予約権付社債.....

(店頭売買有価証券の時価評価金額)

2-3-31

.....新株予約権証券又は新株予約権付社債券について.....

.....

は、それぞれ同項第4号の社債及び同項第6号の新株引受権に含まれる。

(追加型株式投資信託に係る特別分配金の取扱い)

2-3-23 令第119条の3第4項.....

(上場有価証券等の区分及び時価評価金額)

2-3-29

.....

(1)

.....証券取引所(外国の法令に基づき設立された証券取引所を含む。以下2-3-29において同じ。).....その有価証券が外国

の法令に基づき設立された証券取引所において.....

(2)

(3)

(4)

(取引所売買有価証券の気配相場)

2-3-30

(注) 法人が、転換社債.....当該転換社債.....

(店頭売買有価証券の時価評価金額)

2-3-31

.....新株引受権付社債券又は転換社債券について.....

改 正 後	改 正 前
<p>(公表する価格の意義)</p> <p>2-3-32</p> <p>(1)</p> <p>.....気配相場の価格（新株予約権付社債以外の公社債については、事業年度終了の日の気配値に基づいて証券業協会が公表する公社債店頭売買参考統計値の平均値又は中央値を含む。）</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(注)</p> <p>(繰延ヘッジ処理等を適用している場合における負債利子の額の計算)</p> <p>2-3-60</p> <p>.....法第23条第4項.....</p>	<p>(公表する価格の意義)</p> <p>2-3-32</p> <p>(1)</p> <p>.....気配相場の価格（転換社債及び新株引受権付社債以外の公社債については、事業年度終了の日の気配値に基づいて証券業協会が公表する公社債基準気配値を含む。）</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(注)</p> <p>(繰延ヘッジ処理等を適用している場合における負債利子の額の計算)</p> <p>2-3-60</p> <p>.....法第23条第3項.....</p>

九 収益及び費用の帰属時期の特例

改 正 後	改 正 前
<p>(賦払の方法)</p> <p>2-4-1 法第63条第4項第1号.....</p> <p>(延払基準の適用がある資産の譲渡)</p> <p>2-4-2</p> <p>.....同条第4項.....</p>	<p>(賦払の方法)</p> <p>2-4-1 法第63条第2項第1号.....</p> <p>(延払基準の適用がある資産の譲渡)</p> <p>2-4-2</p> <p>.....同条第2項.....</p>

- (1)
- (2)
- (3)

(手数料の原価の額への加算)

2-4-4

.....当該事業年度前の各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)において.....

(契約の変更があった場合の取扱い)

2-4-9 法第63条第1項《長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度》の規定(法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入》の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合の法第63条第1項の規定を含む。)により.....

- (1)
- (2)

.....(当該事業年度前の各事業年度の所得の金額(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度の連結所得の金額)の計算上益金の額及び損金の額に算入されるものを除く。).....

.....

(対価の額又は原価の額に異動があった場合の調整)

2-4-10 法第63条第1項《長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度》の規定(法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入》の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合の法第63条第1項の規定を含む。)により.....

(注) 本文の「異動を生じた日の属する事業年度」及び「異動事業年度前の各

- (1)
- (2)
- (3)

(手数料の原価の額への加算)

2-4-4

.....当該事業年度前の各事業年度において.....

(契約の変更があった場合の取扱い)

2-4-9 法第63条第1項《長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度》の規定により.....

- (1)
- (2)

.....(当該事業年度前の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入されるものを除く。).....

(対価の額又は原価の額に異動があった場合の調整)

2-4-10 法第63条第1項《長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度》の規定により.....

改 正 後	改 正 前
<p>事業年度」は、その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度とする。</p> <p>(長期大規模工事に該当しないこととなった場合の取扱い)</p> <p>2-4-16その着工事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)後の事業年度において.....その適用しないこととした事業年度前の各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)において.....</p> <p>(長期大規模工事以外の工事で再び工事進行基準の適用要件を満たした場合の取扱い)</p> <p>2-4-19 法第64条第2項《長期大規模工事以外の工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度》の規定(法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入》の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合の法第64条第2項の規定を含む。以下2-4-19において同じ。)により.....</p> <p>(注)1</p> <p>2 本文の「目的物の引渡しの日の属する事業年度」、「目的物の引渡しの日の属する事業年度前の各事業年度」及び「該当しないこととなった事業年度」並びに1の「当該事業年度前の各事業年度」は、その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度とする。</p>	<p>(長期大規模工事に該当しないこととなった場合の取扱い)</p> <p>2-4-16その着工事業年度後の事業年度において.....その適用しないこととした事業年度前の各事業年度において.....</p> <p>(長期大規模工事以外の工事で再び工事進行基準の適用要件を満たした場合の取扱い)</p> <p>2-4-19 法第64条第2項《長期大規模工事以外の工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度》の規定により.....</p> <p>(注)</p>